

# 市川市立大野小学校父母と教師の会

## 会則・細則

市川市立大野小学校PTA

令和5年5月11日施行版

# 市川市立大野小学校父母と教師の会 会則

---

## 第1章 総 則

- 第1条 (名称) 本会は市川市立大野小学校父母と教師の会（略称PTA）と称す。
- 第2条 (事務局) 本会の事務局は、市川市立大野小学校内におく。
- 第3条 (会員) 本会の会員は、市川市立大野小学校児童の父母またはこれに代わるものと教職員とする。
- 第4条 (目的) 本会の会員の協力により、児童の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第5条 (活動) 前条の目的を達成するために、下記の活動を行う。
1. 父母と教職員は、話し合いを重ね相互理解を深める。
  2. 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
  3. 児童の教育、生活環境をよくする。
  4. 会員の向上をはかるための学習を行う。
  5. 他の同種の団体と協力する。
  6. その他、前条の目的を達成するために、必要な活動をする。
- 第6条 (運営) 本会は会員の総意により民主的に運営され、次の活動・行為は行わない。
1. 特定の政党、宗教にかかわる活動。
  2. 営利を目的とする行為。
  3. 選挙に対する候補者の推薦。
  4. 学校の人事、管理運営への干渉。

## 第2章 会 計

- 第7条 (経費) 本会の活動に関する経費は、会費その他をもってまかなわれる。
- 第8条 (会費) 会費は会員一世帯につき、1ヵ月300円とする。但し非常勤職員は1ヵ月150円とし、特別の事情のある会員については、運営委員会の承認により会費を免除する。
- 第9条 (会計) 本会の会計は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われ、総会で承認した決算で終わる。
- 第10条 (会計年度) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

## 第3章 役 員

- 第11条 (役員) 本会に会員により選出された下記の役員をおく。ただし、総会にて承認された場合には、その限りではない。
- 名誉会長（校長）、会長1名、副会長3名（内1名は教頭）、書記3名（内1名は教職員）、会計2名、会計監査3名（内1名は教職員）
- 第12条 (選考) 1. 役員候補者の選考は、役員選考委員会が行う。  
2. 役員選挙による場合以外は、総会の承認を経て就任する。  
3. 役員選考委員の数、選出方法、任務などについては、細則で定める。
- 第13条 (任期) 役員の任期は1年とする。ただし、再任については妨げない。

- 第14条（会長及び副会長） 会長は会務を統轄し、本会を代表する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 第15条（書記） 書記は本会の運営を記録し、庶務を遂行する。
- 第16条（会計） 会計は総会で決定した予算に基づく会計処理と財務管理を行い、定期総会のつど報告する。
- 第17条（会計監査） 1. 会計監査は経理を監査し、定期総会のつど報告する。  
2. 会計監査は議決権を除き、他の役員と同等の義務を持つ。
- 第18条（役員会） 役員は会長の招集により役員会を構成し、会務運営の調整を行うことができる。

#### 第4章 総会

- 第19条（総会） 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関である。
- 第20条（招集） 総会は会長が招集する。但し会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長はこれを招集しなければならない。
- 第21条（定期総会） 定期総会は特別の事情がない限り、毎年度4月から5月までの間に開催する。
- 第22条（成立） 総会の成立は会員の3分の1以上とし、委任状を認める。ただし委任状による議決は認めない。
- 第23条（議決） 総会の議事は出席者の過半数で決する。総会の議事は書面または電子媒体によって決することも可能とする。

#### 第5章 運営委員会

- 第24条（構成と任務） 運営委員会は次の委員で構成され、本会則及び総会の議決に基づいて本会の会務を企画運営し、かつ総会に提出する議案の調整を行う。  
1. 役員  
2. 学級長・学年長
- 第25条（運営） 運営委員会は会長が招集し、議事の運営にあたる。但し構成員の4分の1以上の要求があった場合には、会長はこれを招集しなければならない。
- 第26条（議決及び報告） 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。運営委員会の議事は書面または電子媒体によって決することも可能とする。決定した議事内容については、教職員、各専門委員会、各学年、各学級へ連絡する。

#### 第6章 学級PTA・学級長・副学級長・学年長

- 第27条（学級PTA） 学級PTAは、その学級の全会員で構成され、本会運営の基盤として、全会員の緊密な協力の基に活動する。
- 第28条（学級長・副学級長） 学級PTAには学級PTAで選出した学級長と副学級長をおき、その学級担任の教職員と協力して運営する。
- 第29条（学年長） 同じ学年の学級長の中から学年長を選出する。学年長はその学年の学級長とよく連携をとり、その学年の教職員と協力して運営する。
- 第30条（学級長・学年長） 学級長と学年長はよく連携をとり、学級PTAまたは学年PTAで話し合われた事項を運営委員会に報告する。

## 第7章 専門委員会

- 第31条（活動） 専門委員会は本会の活動に必要な事項を分担して企画立案し実施する。ただし、必要な場合は、運営委員会にはかっとうえ実施する。
- 第32条（専門委員会の種類） 専門委員会の種類と活動の内容は細則に定める。
- 第33条（委員） 専門委員会の委員は、毎年度初めに細則に定める人数及び教職員若干名を選任して構成する。任期は1年とする。
- 第34条（委員長及び副委員長） 専門委員会の委員長、副委員長は毎年度初めに各専門委員会の委員の互選によって決める。
- 第35条（招集） 専門委員会は、委員長（事故ある時は副委員長）が招集・運営する。必要な場合は、議事を運営委員会に報告する。

## 第8章 特別委員会

- 第36条（設置） 特別委員会は必要に応じ、運営委員会の承認により、おくことができる。

## 第9章 付則

- 第37条（細則） 運営委員会は本会則に反しない範囲で細則を制定または改廃することができる。但し制定改廃の結果は次の総会に報告しなければならない。
- 第38条（改正） 本会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。但し改正案は総会の5日前までに全会員に知らせておかなければならない。
- 第39条（施行） 本会則は昭和57年5月1日より施行する。
- （改正） 本会則は昭和58年4月30日より施行する。
- （改正） 本会則は昭和62年4月18日より施行する。
- （改正） 本会則は昭和63年4月23日より施行する。
- （改正） 本会則は平成6年4月23日より施行する。
- （改正） 本会則は平成9年4月19日より施行する。
- （改正） 本会則は平成16年4月24日より施行する。
- （改正） 本会則は平成17年4月23日より施行する。
- （改正） 本会則は平成26年4月1日より施行する。
- （改正） 本会則は平成29年4月17日より施行する。
- （改正） 本会則は平成30年4月25日より施行する。
- （改定） 本会則は令和2年7月1日より施行する。
- （改定） 本会則は令和3年5月21日より施行する。

## 市川市立大野小学校父母と教師の会細則

### 1. 役員選考委員会に関する細則

- 第1条（任務）
1. 役員選考委員会は、会則第12条により役員候補者の選考を行う。
  2. 役員選出が選挙による場合は、その選挙の運営にあたる。
  3. 役員選考委員が被推薦者になることは妨げない。ただし、被推薦者になった時点で、役員選考委員の任を解く。
  4. 役員選考委員は、職務上知ることのできた事柄を、漏らしてはならない。
- 第2条（活動）
1. 次年度の役員を選出する旨全会員に通知し、推薦（自薦、他薦）を募る。
  2. 被推薦者について、諾否の意向を打診し、調整を行う。
  3. 役員定数に満たない場合は、不足候補者を選考する。
  4. 複数の被推薦者間で調整が困難であると認められた役職については選挙を行う。
  5. 選挙は、投票日の2週間前に告示され、投票期間は2日間とする。  
投票は、役職定数の連記式（役職定数が1名の場合は単記式）で行う。  
獲得投票数の上位のものを当選とする。
- 第3条（構成）
- 役員選考委員の定数は次の通りとする。ただし運営委員会にて承認された場合は、その限りではない。
1. 6名以上8名以下を選出する。
  2. 教職員より代表2名を選出する。
  3. 1・2により選出された役員選考委員の中から互選により、委員長、副委員長を定める。
- 第4条（任期）
- 役員選考委員会は、毎年度初めに発足し、新役員及びその役職が決定した時、任務を終了し解散する。
- 付則
- この細則は、昭和57年5月1日より実施する。
- (改訂)
- この細則は、昭和62年2月7日より実施する。
- (改訂)
- この細則は、平成5年4月1日より実施する。
- (改訂)
- この細則は、平成5年10月16日より実施する。
- (改訂)
- この細則は、平成6年3月26日より実施する。
- (改訂)
- この細則は、平成11年3月12日より実施する。
- (改訂)
- この細則は、平成12年3月4日より実施する。
- (改訂)
- この細則は、平成14年4月25日より実施する。
- (改訂)
- この細則は、平成17年4月23日より実施する。
- (改定)
- この細則は、令和3年5月21日より実施する。

## 2. 専門委員会に関する細則

- 第1条 会則第32条により、校外活動委員会をおく。
- 第2条 校外活動委員会は、児童の学校外的生活環境を改善し、指導につとめる。  
また、近隣の他校PTAと連絡を取り、情報交換を行う。
- 第3条 会則第33条により、各専門委員会の委員の目安は次の通りとし、応募のあった人数に応じてその年度の活動内容を決定する。
1. 校外活動委員は、6名以上8名以下を目安とする。
- 付則 この細則は、昭和57年5月1日より実施する。
- (改訂) この細則は、昭和59年4月28日より実施する。
- (改訂) この細則は、昭和62年2月7日より実施する。
- (改訂) この細則は、昭和63年3月12日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成5年4月1日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成6年4月23日より実施する。
- (改定) この細則は、平成29年4月1日より実施する。
- (改定) この細則は、令和3年5月21日より実施する。
- (改定) この細則は、令和5年5月11日より実施する。

## 3. 学級PTA・学級長・副学級長・学年長の活動に関する細則

- 第1条 会則第37条により、学級PTA・学級長・副学級長・学年長の活動について定める。
- 第2条 学級長は、学級PTAを代表し各学級1名とする。副学級長は、学級長の補佐をし各学級1名とする。ただし運営委員会にて承認された場合は、その限りではない。
- 第3条 学級長の中から、学年ごとに、学年長1名を選出し、学年長は学級長と良く連携する。
- 第4条 学級長・学年長は、その学級担任・学年主任の教職員と緊密に協力し、会則第5条に定める活動を推進する。
- 第5条 学級長・学年長は、
1. 学級または学年で話し合った意見や要望などをまとめて、運営委員会に報告・提案する。
  2. 学級・学年の研修・親睦をはかる。
  3. 学級・学年の連絡を取る。
- 付則 この細則は、昭和57年5月1日より実施する。
- (改訂) この細則は、昭和58年4月30日より実施する。
- (改訂) この細則は、昭和59年4月28日より実施する。
- (改訂) この細則は、昭和63年3月12日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成5年4月1日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成6年4月23日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成11年3月12日より実施する。
- (改定) この細則は、令和2年7月1日より実施する。
- (改定) この細則は、令和3年5月21日より実施する。

#### 4. 会員の慶弔に関する細則

- 第1条 会則第37条により、慶弔規定を定める。
- 第2条 本規定は、大野小学校父母と教師の会慶弔規定という。
- 第3条 本規定は、大野小学校父母と教師の会の会員に適用する。
- 第4条 本規定の内容は、次の通りとする。
1. 見舞金
    - (1) 児童が疾病や負傷により1ヶ月以上の療養を要する時 5000円
    - (2) 会員が火災や災害により多大の被害をうけた時 5000円
    - (3) 会員が本会の活動に際し、相当の負傷をした時 5000円
  2. 弔慰金
    - 会員・児童が死亡した時 10000円
  3. 本規定外に特別の事態が生じた場合は、その都度、役員会の協議の上決定し、運営委員会に報告する。
- 第5条 本規定の経費は、本会の会費より支出する。
- 第6条 本規定の改訂・廃止については、運営委員会の協議により定める。
- 付則 この細則は、昭和57年5月1日より実施する。
- (改訂) この細則は、昭和58年4月30日より実施する。
- (改訂) この細則は、昭和59年4月28日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成6年4月23日より実施する。

#### 5. PTAサークル活動に関する細則

- 第1条 会則第37条により、PTAサークル活動について定める。
- 第2条 PTAサークル活動は、会員相互の親睦と資質の向上に寄与することを目的とする。
- 第3条 対象者は原則としてPTA会員とする。
- 第4条 活動内容は、PTA会則第3条から第6条までを理解し実践できるものとする。
- 第5条 PTAサークル活動を発起する場合は、そのサークルの趣旨・目的を書面にて運営委員会に提出し、運営委員会は、これを検討する。
- 第6条 運営委員会で審議し承認されたときに、PTAサークル活動として認められる。
- 第7条 PTAサークル活動を行っている団体は、毎年、年度初めに活動計画書及び名簿を、また年度末には活動報告書を運営委員会に提出する。
- 第8条 PTAサークル活動として、趣旨・目的に反した場合は運営委員会で、検討・審議し、その活動を停止することができる。
- 補 足 発起の案内、会員の募集行為等については、運営委員会で行うことができる。
- 付則 この細則は、昭和60年7月6日より実施する。
- (改訂) この細則は、昭和63年3月12日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成6年4月23日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成8年3月16日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成26年4月1日より施行する。

## 6. 表彰に関する細則

- 第1条 会則第37条により、表彰について定める。
- 第2条 大野小学校PTAの諸活動に対して、よく貢献し本会及び本校発展の為に功績顕著であった個人及び団体に感謝の意を表すことを目的とする。
- 第3条 表彰する個人及び団体はPTA会員・運営委員会及び役員会が前第2条に該当するものを推薦し、これを受けて運営委員会で選考し決定する。
- 第4条 表彰はPTA定期総会で行う。但し必要ある場合は臨時に行い、総会で報告する。
- 第5条 表彰は感謝状を贈呈することとし、必要ある場合は記念品を添える。
- 付則 この細則は、昭和61年9月6日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成6年4月23日より実施する。
- (改訂) この細則は、平成26年4月1日より施行する。

## 7. 個人情報保護規程に関する細則

### 第1条 (目的および定義)

- 1 会則第37条に基づき、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という）の取扱いについて定める。
- 2 本規程において用いる用語は次のとおりである。
  - (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
  - (2) 本人等：個人情報対象者（児童、保護者および教職員）、あるいは、対象者から委任を受けた者をいう。

### 第2条 (責務)

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### 第3条 (管理者)

- 1 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。
- 2 個人情報データベース管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 3 個人情報データベース管理者は、複数の個人情報データベース代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報データベース管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

### 第4条 (取扱者)

本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員、及び個人情報データベース管理者が必要と認めた専門・特別委員会の正副委員長、書記ならびに各サークルの代表者とする。

### 第5条 (秘密保持義務)

個人情報データベース管理者・代理管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。



## 第6条（収集）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人等に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人等の同意を得る。

## 第7条（利用）

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- （1）会費集金、管理、その他の文書の送付
- （2）会員名簿、専門・特別委員会名簿、学級長・副学級長名簿、サークルメンバー名簿の作成
- （3）会員の表彰・慰労・慶弔・見舞
- （4）行事催行における参加者名簿の作成
- （5）委員選出及び役員候補者選出、その他のPTA活動実施のため

## 第8条（利用の制限）

収集した個人情報を次の場合を除き、役員会が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、役員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要なある場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 第9条（管理）

- 1 個人情報は、個人情報データベース管理者、代理管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は、個人情報データベース管理者または代理管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## 第10条（保管及び持ち出し等）

- 1 個人情報データベースは、漏えい、紛失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために鍵のかかるキャビネットに保管するなど必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 2 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかける、暗号化するなど適切に行うこととする。

## 第11条（情報開示等）

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、修正、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

## 第12条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 第13条（漏えい時等の対応）

個人情報を漏えい等（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに個人情報データベース管理者に報告する。

#### 第14条（研修）

個人情報データベース管理者は、代理管理者・取扱者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

#### 第15条（雑則）

本規程の改廃は、役員会を経て運営委員会の協議により定める。

付則 この規程は、2022年4月1日より施行する。